

「申請に対する処分」基準等公開票(法令又は命令)

許認可の名称	産業廃棄物再生利用業の事業範囲の変更承認	
根拠条例等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する規則第9条第2号及び第10条の3第2号	
所管課	環境保全部環境対策課	
審査基準	<p>1. 事前協議</p> <p>産業廃棄物再生活用業の指定申請(指定の更新申請を除く。)をするとき、本市と申請者の間で申請に先立ち、立地の調整を目的に堺市産業廃棄物事務取扱要綱別表(以下「別表」という。)第1号及び第2号に掲げる事項の協議を行う。</p> <p>2. 許可基準</p> <p>(1)産業廃棄物再生輸送業 堺市再生利用業の個別指定に関する規則第3条</p> <p>(2)産業廃棄物再生活用業 堺市再生利用業の個別指定に関する規則第3条及び別表第4号、第6号、第10号、第13号</p>	
標準処理期間	標準処理期間	<p>(1)産業廃棄物再生輸送業 …おおむね1カ月</p> <p>(2)産業廃棄物再生活用業 …おおむね2カ月</p>
	標準処理期間を設定できない場合の理由	<p>〈例外〉</p> <p>産業廃棄物再生活用業は指定基準に施設が備わっていることとなっていることから、申請後に工事が伴うものについては、前述の標準処理期間内に許可できないことがある。</p>